

令和3年度における点検実施による変更はないため、引き続き東神楽町では令和2年5月改訂通学路交通安全プログラムに沿い安全確保に努めます。

東神楽町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組～

平成27年2月

(令和2年5月改定)

東神楽町生徒指導連絡協議会

1. 趣旨

全国で相次ぐ通学路での交通事故を受け、教育委員会・学校・PTA・道路管理者・交通安全担当部署・警察署等が町内通学路の合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議することとします。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 実施する組織

関係機関の連携を図るため、「東神楽町生活指導連絡協議会」委員に以下のメンバーを各部署若干名、加えて協議を実施して合同安全点検を行います。

- ・東神楽町内各学校PTA
- ・旭川東警察署交通課
- ・東神楽町建設水道課(道路管理者)
- ・旭川建設管理部事業者(道路管理者)

3. 取組の方向性

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

・ 町内の小中学校において、各学校から報告された危険箇所を対象に、合同点検を実施します。なお、道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路状況に検討を要する場合は、その都度合同点検を実施します。

・ 積雪時の危険箇所については、箇所調査・対応によるものとし、積雪状況に応じて、その都度対応します。

・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

・ 学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているのかを確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、実施箇所について「点検箇所一覧表」及び「点検箇所図」を作成し、公表を図ります。

【添付資料】

別添① 点検箇所一覧表(H27. 2)

別添② 点検箇所図(H27. 2)

別添③ 点検箇所一覧表(R2.5)

別添④ 点検箇所図(R2.5)

別添① 点検箇所一覧表(H27.2)

東神楽町内通学路合同安全点検箇所一覧

	路線	住所	点検箇所の状況・内容	対策内容	事業主体	進捗状況
①	道道東川東神楽 旭川線	東神楽町 6 号 林商店付近	・歩道幅員が狭く、すれ違い が危険である。 ・道道利用者は小学生、中学生、 高校生とおり、混雑する 時間は特に危険。	両側歩道の 整備	北海道	合同点検の実施 (R2.5 時点: 対策完了済み)
②	道道東川東神楽 旭川線	東神楽町 7 号 東聖 5 区会館 付近	・通学時間が決まっている ので、どうしても集中する ・小学生、中学生、高校生が 通行している。高校生が車 道を走行してくれている。	両側歩道の 整備	北海道	合同点検の実施 (R2.5 時点: 対策完了済み)
③	道道東川東神楽 旭川線	東神楽町 10 号 10 号バス停留 場付近	・転落防止柵がある歩道は さらに幅員が狭くなってい るため危険である。	両側歩道の 整備	北海道	合同点検の実施 (R2.5 時点: 未完了)

《合同点検メンバー》 教育委員会、小学校、中学校、PTA、旭川東警察署、旭川建設管理部
町建設水道課、町くらしの窓口課

総体意見

- ・歩道幅、道路幅ともに狭いので、車と自転車、歩行者の距離が近くて危険である。
- ・特にバス停留場は狭い。

自転車がすれ違うのはとても危険である。

- ・各 3 箇所ですが、車の往来の多さ、歩道での中学生と高校生の交差等、目の前で見ること、より「緊急性」を強く感じました。いつ事故が起きてもおかしくありません。

- ・①歩道の道路両側の整備、②歩道と車道の拡幅、③バス停留場など歩道の急角度カーブの廃止などを強く望みます。

※令和 2 年 5 月時点で①、②については対策が完了済み。

別添③ 点検箇所一覧表(R2.5)

東神楽町内通学路合同安全点検箇所一覧

	路線	住所	点検箇所の状況・内容	対策内容	事業主体	進捗状況
④	道道東川東神楽 旭川線	東神楽町ひじ り野南 1 条 2 丁目交差点	・道道と町道の交差点であり、道道の交通量が多い。通学する児童も多く、交差点内の事故などによる歩道への飛び込みが懸念される。	交差点の防護柵の設置	北海道	合同点検の実施
⑤	道道東川東神楽 旭川線	東神楽町ひじ り野南 1 条 5 丁目交差点	・道道と町道の交差点であり、どちらも交通量が多い。通学する児童も多く、交差点内の事故などによる歩道への飛び込みが懸念される。	交差点の防護柵の設置	北海道	合同点検の実施

《合同点検メンバー》 教育委員会、東聖小学校、PTA、旭川東警察署、旭川建設管理部
町建設水道課、町くらしの窓口課

総体意見

・上記箇所の交差点については利用する児童がとても多く、歩道への飛び込み事故などに対して、とても不安を感じている。

交差点における防護柵設置を強く希望します。

別添④ 点検箇所図(R2.5)

